

令和3年度早川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和3年4月1日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、早川町における令和3年度の障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を定める。

2 方針適用範囲

この方針は、早川町の全ての機関における物品等の調達に適用する。

3 対象施設等

この方針の対象となる施設等とは、山梨県内に存在する、法第2条4項に規定する「障害者就労施設等」とする。（別表）

4 調達する物品等及び目標

施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とし、令和3年度の調達目標は前年度の実績額以上とする。

5 調達の推進方法

- (1) 調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 福祉保健課は、施設等から調達可能な物品等の情報を町のすべての機関に対して情報提供する。
- (3) 町の全ての機関は、提供された情報を基に施設等への発注に努める。
- (4) 発注にあたり、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

6 調達実績の集計及び公表

調達実績は、会計年度が終了次第、福祉保健課が各機関に照会のうえ、集計し、公表する。

7 その他

この方針に関する担当は、福祉保健課福祉担当とする。

別表

障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
イ 就労移行支援事業所
ウ 生活介護事業所
エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
オ 地域活動支援センター
(1) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③全てを満たすもの）
（ア）障害者の雇用数が5人以上
（イ）障害者の割合が従業員の20%以上
（ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
(1) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体